

メディアリテラシー指導員

情報化社会において必要なメディアリテラシー

メディアリテラシーとは、様々な情報メディア（新聞、テレビ、雑誌、インターネット等）から必要な情報を得て、それらの情報を評価・分析・活用する能力である、と一般的に定義されている。

特に近年においては、情報化社会の発展により、インターネットや携帯電話等が急速に普及したために、子どもも大人も有害情報等を容易に入手できたり、不正請求（→p. 81）や出会い系サイト（→p. 61）に関連した犯罪等に巻き込まれたりするケースも少なくない。

こういった現状の中、インターネットや携帯電話の利用実態や活用の方法、また危険性などについて、子どもも大人も学ぶ必要があるのではないかと、いう考えから、「メディアリテラシー指導員の養成」という発想が生まれた。

メディアリテラシー指導員とは

「メディアリテラシー指導員」とは、情報化社会における様々な情報メディアの中から、子どもたちが必要で有用な情報だけを選び出せる環境を整えたり、そういった力を養うために子どもたちに指導をしたりする立場の人間である。

「メディアリテラシー指導員の養成」は、地域の実情に応じた有害情報対策事業（地域における教育活動等を推進し、有害情報から青少年を守るための取り組み）の1つとして全国各地で実施されており、特にインターネットや携帯電話の正しい利用法を指導するという点に力が入れている。

ただし、その名称は地域によって様々で「メディア教育指導員」「メディア安全指導員」「ネット指導員」「情報教育指導員」などとも呼ばれている。

また、文部科学省・スポーツ・青少年局は、平成22年度予算額（案）主要事項（説明資料）において、自治体等が組織する実行委員会に対し、「メディアリテラシー指導員養成講座・フィルタリング普及活動実施等への取り組みを支援する」としている。

地方自治体の取り組み事例

○事例1：茨城県メディア教育指導員

茨城県では、インターネット（パソコン）や携帯電話に関わる有害情報の危険性などを保護者に知ってもらうため、平成18年度から茨城県PTA連絡協議会と連携して、茨城県メディア教育指導員（以下、指導員）を養成している。養成された指導員は、保護者や地域の人々などを対象に「インターネットや携帯電話を子どもに利用させる最終責任者は、保護者である」として、「その責任を負う保護者が、日々進化していくインターネットや携帯電話の実態について『知らなかった』では済まされない」ということを、保護者の目線で伝える活動をしている。

また、保護者向けの講習会を開催することを条件に、児童・生徒向けの講習会も開催している。

指導員派遣を希望する学校や地域は、依頼書に必要事項を記入し、茨城県・女性青少年課宛に申し込めば斡旋してもらえるシステムになっている。

○事例2：さぬきっ子 安全安心ネット指導員

香川県教育委員会では、平成21年度より、インターネット有害情報対策の取り組みの大きな柱として、県PTA連絡協議会と連携し、「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の養成をスタートさせた。

さぬきっ子安全安心ネット指導員の活動目的は、「携帯電話やインターネット上の有害情報から子どもたちを守るための、携帯電話やパソコンの活用法などについて、地域や保護者の立場から保護者に伝えること」であり、地域での啓発活動に意欲的なPTA会員等を対象として養成講座が実施されている。

講座を修了すると、教育長より委嘱を受け、学校の保護者会などに派遣され、問題の解決に当たることになる。

また、有害な書き込みの削除などを依頼し、警察やプロバイダーとの窓口になる専門員「ネットアドバイザー」も県教育センターに設置されている。